

広島県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年七月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道木頃井永線	府中市上下町井永字大平四一五番一地从先から 府中市上下町井永字半田一一六番一地从先まで	平成二十六年六月二〇日